

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施 設 名	香川県公測森林公園	所在地	高松市東植田町字寺峰1210-3
設置目的	県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を図るため		
規 模	敷地面積 93ha 森林学習展示館（581.54㎡） 憩の家（676.31㎡） 森林のギャラリー（289.81㎡）	設置年月日	昭和53年4月1日設置

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人 かがわ水と緑の財団	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
委託業務の内容	(1) 施設の維持管理に関すること (2) 施設の運営に関すること (3) 利用促進に関すること (4) その他施設の管理運営に必要な事項	県からの 委託料	令和3年度 55,550千円 令和4年度 55,550千円 令和5年度 55,550千円 令和6年度 55,550千円 令和7年度 55,550千円
導入効果	① 経費の節減 ・県が直接運営する場合に比べ、年間約1,338万円の節減ができています。 ② 施設管理、法令等の遵守等 ・従前の管理水準や、仕様書等に定める水準を確保している。 ③ サービス水準の維持・向上 ・公園利用者数が高水準で維持されている。 ・アンケート調査を実施し、利用者へのサービス向上につなげている。 ・関係団体と連携を図りながら、自主事業を行うなどサービスの提供に余念がない。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の 管理形態	指定管理
理 由	① 管理・運営の経費の比較 ・直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続する方が、経費の節減が期待できる。 ② 管理運営状況 ・園内の倒木や土砂崩れの対応等、安全性を確保するために、迅速な対応ができる専門的な知識をもった人材が必要である。 ③ 事業の実施内容 ・公園利用者数も、高水準で維持されており、利用者サービスの向上が図られている。 上記①、②及び③から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、 その理由	